

〔研究3〕

児童相談所における虐待 待児童処遇のあり方につ いて～処遇困難事例に関 する質問紙及びヒアリン グ調査を通じて～

A. 研究目的

前年度の研究結果から、児童相談所は、虐待事例の対応に関し、質・量ともに多大な労力をかけている状況が明らかになった。本年度は、対応に苦慮した虐待事例について事例研究を行い、児童相談所内の体制、関係機関とのネットワーク、担当福祉司の職務状況についてヒアリングを実施し、虐待事例におけるより詳細な連携状況や処遇上職員が感じている点について分析を深め、現状と今後の課題を考察することを目的とする。

B. 研究方法

調査時期は平成11年9月～平成12年2月。質問紙は郵送法で行い、回収後ヒアリングを実施した。全国の児童相談所のうち、都道府県、中央とそれ以外、専門職採用、政令指定都市のバランスを勘案し、20か所を対象として選定し、平成10年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護し、次の4つの条件を原則としてすべて満たす事例を各所1事例選定してもらい質問紙とヒアリングを行った。条件は、①併設の保護所で一時保護を行った後、施設入所措置・里親委託に至った事例。②保護者が児童相談所の援助に対して強い拒否感を示し、援助する上で大変困難であった事例。③事例検討会や連携した対応を頻繁に行った事例。④児童の年齢（当時）は、小学校入学以前の幼児であった事例。

結果として回答された事例は、当該年度に4つの条件がすべてそろった事例がなかった相談所もあり、児童の年齢に幅が出てしまったが、一方、多様な状況の事例が回収できたともいえる。

調査票は、事例の概要、関わりの時系列記述、事例の総括の3つに大きく分かれ、事例の総括の主な内容は、関係機関とのネットワーク、保護者への対応、所内の体制、担当者の負担感、虐待事例対応における制度的課題である。なお、関わり

の時系列記述については、関わった対象や場所、内容などの項目ごとにあらかじめカテゴリー化した選択肢にもとづいて数字で記入してもらう方法をとった。これはケース記録の科学的分析手法の試みとして行ったもので、詳細な分析は次年度にわたって行う予定である。

C. 研究結果～調査事例 及び援助の概要

20か所の児童相談所すべてから回答をいただき、かつ、事例に関するヒアリング調査を実施することができた。調査票記載内容及びヒアリング結果からまとめた事例及び援助の概要は、以下のとおりであった。なお、各事例の提供をいただいた児童相談所の属性については、表1にまとめた。

1. 事例A

(1) 虐待の経過

養父からしつけということで虐待を受けた事例。養父は子どもにしつけとして夜中、玄関に立たせて食事を与えない、嘘をつくということでバットなどで叩く、川の土手から後ろから突き落とす等の行動を行っていた。実母は養父の暴力を止めることがなく、虐待に至った。実母は離婚後経済的に困窮していたときに養父と知り合い援助を受ける。養父が子どもを可愛がってくれることから養子縁組を行った。トイレでおしっこを引っかけた跡について子ども達が否定したため、養子縁組を済ませた2ヶ月後に兄弟を玄関に立たせたことによって始まった。当初は食事を抜く、腕立て伏せを200回させるなど直接手を挙げていなかったが、平成10年4月頃から手を挙げるようになり、ビニールバットやスリッパによる暴力へとエスカレートした。実母は自分自身が叩かれるのではないかという恐怖から、またけがをしない程度であればと容認し続けたこと、また家庭内での本児の孤立による盗み等の問題行動へと発展したため、養父の虐待の度合いも増していった。

本児がパンを盗んだことで店から学校に連絡。学校の担任は以前から本児には叩かれた跡があり虐待を受けている可能性が高いと心配しており、家庭児童相談室に相談をしたため、児童相談所につながった。

(2) 家族構成

養父 30歳代（平成9年10月に養子縁組）

実母 30歳代

本児 10歳

弟 9歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

学校の教師、家庭児童相談室からの通報により、実母との接触を開始。学校担任が身体的虐待跡を確認。本児は学校担任による家庭訪問を拒否していた。養父による虐待（ろうそくの蠟を足に垂らせてひどい火傷）により実母が保護を希望したため、一時保護を決定。弟についても同様の虐待が認められたため一時保護を実施。養父、実母との面接を行ったが、養父はしつけであるとの主張を繰り返し、また実母も同調の様子であり家庭での養育の継続が困難と判断されたため、施設入所を検討。父母はかろうじて同意。弟は母親との愛着を示したため近隣の施設に入所、本児は遠隔地の施設に入所した。入所後も精神科医による面接などにより養父との関わりを続けようとしたが、養父により拒否された。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

児童相談所、学校、家庭児童相談室

(6) 保護者との関係

養父は身体的虐待もしつけの一環であるとの考えから、本児や子どもへの対応を改めようとしなかった。虐待の認識がないため、施設入所についても同意を得ることが困難であった。子どもは家庭復帰を拒否し保護を求めているものの、親自身が納得できず、その説得に時間を要した。

(7) 他機関との関係

学校から家庭児童相談室に相談があったが、学校として通告するか否か、誰が通告者になるかなどで意思統一に時間がかかった。

2. 事例B

(1) 虐待の経過

実母が同棲中の男性の娘（当時1歳10ヶ月）を虐待し重体に至らしめる。実母逮捕時、妊娠しており、切迫流産で緊急入院したが、手遅れであった。退院後も警察に出頭せず行方をくらますが、結局、母方実家へ戻り当所との関わりが始まった。

(2) 家族構成

実父 20歳代（平成10年に正式離婚）

実母 20歳代

実母と同棲していた男性 20歳代（1歳の娘あり）

継父 20歳代（現在同棲中）

本児 4歳

弟 2歳

異母妹 1歳（虐待により重体）

(3) 援助過程と一時保護の状況

母親、切迫流産で入院した時点で、本児ら一時保護となる。虐待で重体になった児童だけでなく、本児や弟にも暴力や不適切な養育が疑われたため、親族の援助、本児らの施設入所が検討された。一方で父方実家の調査を実施した。実父は多額の借金を抱えており、実父自身が本児らに虐待を行っていたことがわかった。父方実家への本児らの引き取りは適当ではないと判断された。母方実家に引き取られた場合は、祖母が仕事をやめて、日中、本児らの面倒をみることに検討された。その間、実父母は正式離婚し、親権者は実母となる。しかし、実際に本児らを母方実家が引き取る段になると、経済的なことを理由に引き取りを拒み始める。結果として、施設入所の方向で当所としては方針を固める。家庭訪問を繰り返し実母に対する説得が行われるが、実母は拒否的で、自分一人で面倒をみると主張。母方祖父母の説得で施設入所を承諾。施設では実母の面会は認めるが、帰省に関しては母方実家の責任において実施することとした。

施設入所後、本児らの不適応行動と本児の知的な遅れがあり、弟は精神科受診中。医師によると虐待の影響と思われると指摘されている。

現在、実母は別の内縁の夫と生活している。内縁の夫は本児らの引き取りを要求してきたが、母親の事件については知らなかった。措置継続。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

実母の同棲相手であった異母妹に虐待を行い、けがを負わせ重体にしてしまったことで警察から通告があり、児童相談所との関わりが開始した。保護中は福祉事務所の福祉担当者と連絡を図り、双方の実家の状況把握を実施した。

(6) 保護者との関係

実母は事件を起こし、その後、切迫流産で入院、退院後母親行方をくらましたり、当所の指導に対しては非協力的であった。父方実家の調査に関しても遠方であることから労力を費やした。

(7) 他機関との関係

警察との関わりが多くあったが、警察は母親の起こした事件に対して、刑事事件として立件せず、不起訴処分とした。結果的に母親に重大なことをしたという意識が薄かった。

3. 事例C

(1) 虐待の経過

実母は未婚のまま本児を妊娠。妊娠4ヶ月頃、実父死亡。親の反対を押し切って本児出生。本児が1歳6ヶ月の頃から保育所に入所し就労をしたが、同時期より本児への虐待が始まった。虐待の背景として、未婚の母として周囲から非難されたくないという思いから、厳しくしつけようと体罰に及ぶ。しかし、保育所では「乱暴で変わった子ども」という指摘あり。本児の迎えの時間が遅い。他の母からの苦情などが実母のストレスになってしまう。それが次第に本児への虐待へエスカレートしたものと考えられる。

その時に、保育所からの児童相談所への通告はなく、実母が匿名で、児童相談所の「家庭テレホン相談」へ匿名で相談。

(2) 家族構成

実母 30歳代

本児 5歳

実父 本児誕生前に死亡

(3) 援助過程と一時保護の状況

電話相談で実母に児相の相談員が来所を勧める。児相から電話連絡をするが、連絡がつかなかった。実母から再度連絡があり「本児に激しい虐待をしてしまった」とのこと。

母親、施設のことを聞いてくる。その後、実母より再度連絡があるが「このまま殺してしまいたい」と言うが、落ち着いた段階で家庭訪問を約束。児童福祉司が家庭訪問すると虐待の痕跡があり、実母も危機感をつのらせ、一時保護に同意し入所した。しかし、施設入所には同意しなかった。児童福祉司の働きかけで、施設入所同意。本児は施設措置になったものの実母解雇となる。しかし、定期的な家庭宿泊と夏期帰省を実施している。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

実母が保健所で電話相談の情報を知り、その後は児童相談所が単独で連絡・調整を行う。保護開始後は町の福祉担当部局との連絡を図り、施設措置となったため児童養護施設との間で帰省等について調整。

(6) 保護者との関係

電話相談から繋がったケースで、虐待をしまっている事実を、実母本人がある程度自覚できており、児童相談所に実母本人が救いを求めてきた。一時保護・施設措置に繋がったのは、実母の本児への虐待の危機意識と児童福祉司等のネットワークによると考えられる。しかし、実母の施設入所への抵抗感は、会社等に事実が知られてしまう等の世間体もあった。

(7) 他機関との関係

特に虐待が発見できた時点からの関わりはないが、強いて挙げるならば、虐待発見の要因となった保健所に、児相の電話相談のパンフレットが置かれていたこと。

4. 事例D

(1) 虐待の経過

実父による虐待。頭を殴ったり、足を持って逆さ吊り等、身体的虐待を繰り返していた。虐待が疑われ、検査のため入院。検査結果で、頭蓋内出血腫、眼底出血等から両親に医師が虐待の事実について確認。両親、ほぼ虐待については認める。しかし、実父が、半ば強引に本児を退院させてしまう。実父自体も虐待を受けて育ったため、同じように子どもを厳しく育てるといふ。実母も母方実家に相談し、そこで離婚を勧められるが、結局、実父に同情的になってしまい、自宅に戻り虐待が繰り返されていたようである。

(2) 家族構成

父親 30歳代、再婚

母親 20歳代

本児 5ヶ月

(3) 援助過程と一時保護の状況

強引に退院させた後、虐待の疑いがあるため、医師が保健婦に関わりをもつよう依頼。その後、保健婦も十分な関わりがもてず児童相談所に通告があり、関係機関連絡会議をもつ。関係機関会議

後、病院に本児を委託一時保護とする。その後、
児相で、父母面接・家庭訪問の実施。家庭引き取
りに向けて親指導を中心に行っていた。委託一
時保護解除後も児相に通所指導継続。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

最初に病院で虐待が疑われた。保護開始前
には、町の福祉担当部局との連携が重要であり、家
庭復帰後も保健婦、福祉担当部局と連携して家庭
訪問を実施。

(6) 保護者との関係

実父の虐待が明らかだと思われたが、実母がそ
れを知りつつ何もできない状況にあった。した
がって、病院から保健婦、そして児相への通告と
なり、本ケースとの関わりが始まった。病院への
委託一時保護について実父の抵抗が予想されたが
思ったほどではなく、その後の面接指導にも両親
は定期的に来所している。

(7) 他機関との関係

通告の過程で病院、保健所との関わりがあり、
その後も再入院で、病院にて委託一時保護が実施
される。その折、父親の同意が得られない場合を
想定して、警察にも事前に応援依頼をした。最初
の虐待の発見から通告までに時間を要した。警察
は事件として扱う傾向にあり、親との関係を維持
するのに苦慮する。

5. 事例E

(1) 虐待の経過

両親からの身体的、心理的虐待。体罰、食事制
限、強制的な運動、包丁を使った脅迫行為、盗癖
があるとの不当な疑いによる精神的苦痛。

父が継母と再婚した頃（H6.12）に民生児童
委員、保育園関係者から子どもたちへの不適切な
関わりを指摘され、親戚等が本児を保護し、介入
した経過があった。翌年（H7.12）にはまた両
親が引き取った。H9.12に学校からの通報によ
り児童相談所の関わりが開始。調査の結果、前述
したとおりの虐待が認められた。担当福祉司が学
校、民生児童委員等との地域訪問を行い、両親の
児相への来談を促してもらった。H10.7月、同
10月とネットワーク会議を開催、役割分担、対応
の検討を行った。

(2) 家族構成

実父 40歳代

継母 30歳代（再々婚）

本児（姉） 10歳

本児（弟） 9歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

本児（弟）が民生委員に保護を求めてきたた
め、本児（姉）とともに一時保護。二人とも、親
を恐れ面会拒否、家庭復帰拒否。両親ともに虐待
の自覚がなく、虐待の再発が懸念されたため、親
子分離。両親を説得し、児童養護施設への入所措
置。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

民生児童委員、伯父、伯母による保護

(6) 保護者との関係

施設入所に際して保護者の同意を得るのは難し
かった。保護者は虐待をしていることの自覚が全
くなく、それを説明しても改善の余地がみられな
かった。実父は引き取りを希望したが、継母は施
設入所を希望。両親とも本児の矯正のための施設
入所であるととらえており、虐待からの保護とい
う認識がない。

(7) 他機関との関係

学校、民生児童委員との連絡を中心に対応。親
と親戚との関係調整に時間を要した。

6. 事例F

(1) 虐待の経過

児相管内に転居し、家族5人で生活。実母が転
居した理由としては、サラ金や前父から逃げるこ
とであった。本児らは転居後、約1年学校に行か
ず隠れた生活をしていた。日中、家に本児らがい
ることで市民からの通報が入り、乳児がいたため
保健センターの看護婦が乳児相談として関わりを
始める。その後、本児らも登校を開始する。親と
の関わりを密にしていくなかで、実母の本児に対
する虐待が明らかになってきた。実母が本児の首
を締めたり、腹を蹴ったりしていた。看護婦が様
子伺いの電話をしたときにその事実がわかり、家
庭訪問後、病院受診をする。打撲と診断され、保
健センターより児相に通告される。翌日、家庭訪
問し、実母と子どものストレス回避のため、学童
保育と実母へのカウンセリングを実施すること
になる。その後、関係者会議を開催し、一応、落ち

着いていたが、再び虐待が認められ、母子分離を図るため一時保護となる。

(2) 家族構成

実母 20歳代（3度目の結婚）
養父 30歳代
兄 10歳（小学4年）
本児 9歳（小学2年）
異父弟 1歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

保護開始後、本児はほとんど話をしなかった。落ち着きなく、幼児返り、夜尿がひどい。1ヶ月程度で落ち着きを取り戻し話を始めるが、「（実母は）恐ろしい」と言い、実母に対する拒絶感が強い。その間、養父の面会が2回あるが、実母の電話には本児は出なかった。一方、実母は本児の状況を聞いていた。しかし、実母の兄相に対する拒絶意識が強くなり、「子どもを取られた」「子どもに自分を拒否するようしむけている」など訴えてくる。その後、116日の保護を経て、児童養護施設に措置される。保健婦からの働きかけで施設入所の同意をとり付ける。現在、実母は本児の引き取りを希望しているものの、児童に対する面会には児童福祉司が立ち会うことを条件にしている。半年後再検討。電話での連絡は必ず保育士を介して実施。その折、今度は兄に対する実母からの虐待があり緊急一時保護。実母は「兄は返して欲しい」と訴え、兄相のカウンセリングの回数を増やして欲しいと言ってきている。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

母親とA市保健センター看護婦、嘱託医師が面接・電話を担当、兄相が父親との連絡面会を担当した。役割分担ができていたので連携しやすかった。兄相が協力するというより、関係者が積極的に活動してくれた。嘱託医師が休日も対応してくれたので、兄相も出て行かざるを得ない状況であった。

(6) 保護者との関係

親の同意を取ることに慎重に対処した。実母は感情的になる人で、実母と関係が取れている市保健センターの看護婦と嘱託医師があたることになった。養父に対しては児童福祉司と関係づけを行った。親たちの状況に合わせ（平日は仕事を休めない）土日や夜間の面接を実施。

(7) 他機関との関係

ケースが流動的であったため、前もって予定を組むことができなかった。他機関との連絡調整の段階で、児童相談所の情報を欲しいと他機関から要望されることがあり、守秘義務の問題が持ち上がった。

7. 事例G

(1) 虐待の経過

A県の兄相より、「病院から虐待の疑いがあるとの通告を受けていたが、家庭と接触しないうちに転居してしまった」と連絡があり、当児童相談所で受理した。市保健所・保育所と連絡をとり、長男の発達の遅れが認められたので、保健婦より児童相談所に相談するよう勧める。長男の発達訓練について、保護者より相談があり、当所との繋がりができる。虐待の認知に関しては情報は多くあったものの、保護者は認めなかった（長男—たばこの火傷、頭部外傷、右足骨折等。長女—数10ヶ所が蚊に刺された跡、夜泣き、男性への恐怖心。実母—頭部外傷、顔の打撲、顎の骨折）。

(2) 家族構成

実父 20歳代 定職なし（中卒、アルコール依存症、妻や子ども達に暴力を振るう）
実母 20歳代 家事（高卒、パート稼働。夫の暴力で離婚を考えるが、すぐに夫のもとへ戻ってしまう。知的理解力に欠ける面あり）
長男 5歳 中度精神発達遅滞、療育手帳B-1（H11、再判定。重度A）
長女 2歳
次女 0歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

生活困窮や母親のけが、出産のための入院で、兄相の一時保護を繰り返す。長男は知的障害児施設、長女は、保育所に通園していた。実母は実父の暴力に耐えられず、母子で婦人相談所に保護されることがあった。その後、母子生活支援施設に入所希望を出すのが、次第に決意がにぶり、実家に戻ってしまう。しかし、家庭環境が安定するまでの間、長女、次女を施設措置することになる。長男は知的障害児施設に措置されることになったが、同日、実父が強制引き取りをしてしまう。長女も強制引き取りをしたため、次女は乳児院措置だったが、実父の強制引き取りを防ぐため、兄相

で一時保護する。その後の話し合いで、長女、次女とも再措置となった。実父は傷害事件を起こし逮捕。釈放後、家を追い出され、離婚話もあったが、結局再び同居を始める。実父は単身赴任。実母はスナック勤めを始める。長男の面会の折、長男がけがをしていることに激昂し、強制引き取りしてしまう。長男は日中、実母が面倒をみており、夜間は母方祖母と実母の妹が養育している。長女と次女は施設に措置継続中。父母面会あり。父親は児相との接触を拒否しているため、児相は母親を通じて、早期に長男を施設へ戻すよう説得するが不調である。実父も単身赴任から戻ってくる予定があり、今後の対応について苦慮している。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

一時保護以前、以後も児童相談所中心で関係機関に連絡・調整・連携を行い、一時保護以前は特に警察・福祉事務所等の関わりが中心であった。措置後はそれぞれ措置施設との連絡・調整が主となった。

(6) 保護者との関係

実父が感情の起伏が激しい人で、児童の施設からの強制引き取り等が繰り返され、再三、施設に戻すための説得に労力を要した。母子で家庭から離れ、身を隠した際、実父が居場所をしつこく探しまわった時の対応に苦慮した。施設同意入所の場合、強制引き取りに対して現実的には、強く対抗措置が講じられなかった。強制引き取りに対して一時保護はできるが、現実には実父が乗り込んできた場合に備えて、夜間、休日の職員出勤が必要となり、長期化して職員が疲弊してしまった。

(7) 他機関との関係

実父が暴力的で、強制引き取りも予想されたため、会議で正式に措置が決まってもなかなか施設側の入所受諾が得られず、施設側に入所説明するために何度も施設訪問したり、電話・文書のやり取りがあった。

8. 事例H

(1) 虐待の経過

本児は美容師の実父と美容師の実母との間に生まれた。本児が5歳の時に離婚し、母子家庭となる。本児が小学校3年生の時に母親が12歳年下の

養父と再婚したが、養父との交際中から母親が本児の面倒をみないことや大声で叱っていたとの情報があった。再婚後、本児がだらしない、頑固であるとの理由から体罰が発生、それが異父妹、弟の出産後に激しくなってきた。実母はメニエル氏病と診断。

本児が小学校3年の時、母親から体調不良による養育困難を理由に本児を養子に出したいとの相談が児相にあった。養育拒否と再婚によるものであったが、再婚相手が養子受け入れを認めたため本訴えは消滅。学校による本児の観察を継続。近隣から、母親の養育態度についての問題が指摘されていた。小学校5年生の時、養父、実母からの身体的虐待が疑われた（青あざを養護教諭が発見、早朝からの家事強制、食事を家族と別にとらされる）が、本児がそれを認めていないこともあり、緊急保護の必要はないと判断され、学校による対応に任された。

小学校6年生の時に近所より虐待通報。やせて虐待跡もみられるようになったため、本児に対して学校より確認。本児が帰宅を拒否し、児童福祉司と本児との面接により本児の意思が確認されたため介入した。

(2) 家族構成

養父	20歳代
実母	30歳代
本児	12歳
異父妹	3歳
異父弟	1歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

本児の意向をもとに職権による一時保護。母親に連絡し来所を促した。一方、本児の健康診断、整形外科による診断により、「右大腿異所性骨化」の診断を得る。一時保護の後、両親ともに引き取りを希望していたが、最終的に施設入所に同意。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

児童相談所を中心として連絡調整。警察、医療機関、学校との連携。

(6) 保護者との関係

実母に虚言癖があり、実母の言い分を聞くのに時間を要した。本児との主張に乖離があり、その調整に時間を要した。基本的には、子どもの保護

を目的に、子どもと保護者の分離を基本的態度とし、その後家庭訪問により保護者をサポートした。

(7) 他機関との関係

親への牽制を目的として警察と連携。警察とともにケースを挟み込むという形をとり対応した。学校を中心に見守りの体制をとった。本児との接触を学校に一任し、必要があれば児相が対応するという形式をとった。最終的な通告は小学校長からのものであった。学校が見守りの重要な役目だったこともあり、学校の担任が不安定になり、学校担任とのやりとりにも時間を要した。医療機関により、虐待の有無を確認してもらった。

9. 事例 I

(1) 虐待の経過

「子どもの人権相談」に相談があり、弁護士から通告。本児の伯母からの相談で本児が実母から虐待を受けて、1年以上にわたり入院中であり、誰も面会に行っておらず、伯母たちとの関わり合いも拒否している。実母は病院から家庭への引き取りを拒否しており、児相の援助を希望する相談であった。実母は本児を妊娠、出産するまで前夫との関係が悪く、出産したくなかったが早産し未熟児(1,690g)で出産。子どもに対する愛着がわかず食事を与えず保育所でも身体的虐待が確認されていた。成長ホルモンの検査を理由に入院し、そのまま本児の引き取りを拒否。年子で生まれた弟に対しては愛着を示しているが、本児については愛着遮断症候群と診断され病院での治療を受けていた。母親は平成9年9月に前夫と離婚、平成10年10月、本児の養父と再婚。

(2) 家族構成

継父 40歳代

実母 40歳代

本児 6歳

姉

弟

(3) 援助過程と一時保護の状況

病院によりプレイセラピー等の治療を受けるが、本児の引き取りについては拒否。病院から急な環境の変化は望ましくないとして児相の介入、一時保護に時間を要したが、初回相談から5ヶ月後に一時保護となった。一時保護中も養子に出してほしいとの希望を実母は持っており、家庭引き

取りは困難。平成10年11月、児童養護施設に入所。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

児童相談所単独ではなく、医療機関(病院)との連携により調整、協議を進めた。

(6) 保護者との関係

再婚後は母親の生活、精神状態も落ち着きをみせ、本児の家庭引き取りに対して、施設との連携をしながら対応。早期の家庭引き取りを要望。引き取り時期についての説明に時間を要する。

(7) 他機関との関係

児相の一時保護について、病院でのセラピー治療を実施しているために、病院の理解がなかなか得られず、その調整に時間を要した。また、児童養護施設が母親の引き取り要求に対して慎重な姿勢(大学教授によるスーパーバイズがあった)があり、その折衝内容を親に理解してもらうのに時間を要した。

10. 事例 J

(1) 虐待の経過

保健所保健婦から虐待と思われる児童が医療機関に入院しているので、関係者検討会を持ちたい旨連絡があった。

実父は本児の入院中の面会について再三の働きかけにも応じず、1ヶ月余してからようやく面会にきた。多子で継母の養育能力が低く、経済的にも苦しい状況。その場しのぎで対応してきた様子がみられる。継母は施設養育経験者で知的にはボーダーライン。養育能力が低い。本児も発達面で問題がある様子。

救急車で搬送され入院。低体温、不整脈、硬膜下血腫、脳挫傷、脳浮腫のためICUに入る。年齢に比べ低体重、後頭部挫傷、前額内出血跡、皮下出血等があり、皮膚全体が黒い。以前にも大腿部骨折、火傷で入院。今回も入院後父母からの問い合わせ等全くなく、連絡をとってもすぐに切られる状況。その後、継母による虐待であることを認めた。

(2) 家族構成

実父 20歳代

継母 20歳代

姉 7歳

兄 6歳
異父母兄（母の連れ子：実父と養子縁組）
本児 2歳
異母弟 1歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

本児を自宅に戻すことは虐待の再発を引き起こす可能性が高く、不可であると判断。医学的には本児の様子は安定しているため、退院となれば一時保護の上、施設入所が必要であることで一致。主治医より、本児の入院は事故によるものではなく、保護者による虐待が疑われるので自宅には戻せない旨を父母に通告。父母は動揺、反対することなく、本児の施設入所に同意。退院と同時に一時保護。児童養護施設への措置を決定し、入所。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

児童相談所単独ではなく、保健所や病院との連携によって共同で対応した。病院による診断から虐待が疑われ、保護したケース。

(6) 保護者との関係

入院中、父母がなかなか病院に来院しなかったため、虐待告知が遅くなった。施設入所後、父親は協力的になり、九州への転勤後、本児の継母とは離婚。施設から本児を引き取りたいとの意向を持つ。時期的に適切でないため先送りになるが、面会にも訪れている。

(7) 他機関との関係

父母に対する虐待告知の際に、万一に備えて警察の応援を要請したが、当日他用により協力が得られなかった。保健所、病院が虐待防止センターに連絡し、それを經由しての児相連絡であったため情報入手が遅れた。また、関わった関連機関からの情報収集にも時間を要した。

11. 事例K

(1) 虐待の経過

急性硬膜下血腫の疑いでA病院からB病院へ転院、通常では起きない症状であるため虐待の疑いがあることでB病院から通報。本児の顔色に異常がみられたため、A病院受診。翌日再受診し入院。検査の結果、硬膜下血腫及びくも膜下血腫であったため、医師は外傷性または窒息性によるものと診断、虐待の疑い。医師から父母に虐待の事

実確認がなされたものの、否定。実母は本児の出生前より婦人相談所との関わりがあり、本児の出産に対して否定的な態度をとっていたという事実があった。

B病院からの通報があった時点で乳児院を緊急確保したが、両親は虐待の事実を否定したため、虐待を前提にした介入を一時留保。脳萎縮が進行している障害児ととらえ直し、家庭復帰させる危険性を考慮し家族との関係調整を行い、事実関係の確認期間中、児相併設の療育センターへの転院を行い、施設入所に向けた父母の理解を得る努力がなされた。

(2) 家族構成

実父 30歳代（失業中）
実母 20歳代
異父姉 3歳
実兄 1歳
本児 3ヶ月

(3) 援助過程と一時保護の状況

児童相談所の一時保護所での保護ではなく、児童相談所に併設されている療育センターの病棟に入院させるという形で行った。最終的に乳児院への措置について実母を通して実父の承諾を得た。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

医療機関はネットワークの中心として児相との連携をはかるとともに、退院後の処遇についてかなり強い意見を提示した。婦人相談所は実母が本児の出生前に関わっていた経緯があり、実母の情報収集を行った。市役所福祉課は、本児の2人の兄弟の保育所入所を行った。

(6) 保護者との関係

一時保護中、実母は定期的に面会に来たが、実父はほとんど面会に来なかった。実父は面接について非協力的。家庭訪問なども拒否的姿勢。一時保護中、食事や療育費用などの経済的負担を保護者が拒否したため、父方の祖父母に状況説明し負担してもらった。

兄弟2人を保育所に入所させ母親の育児負担を軽減したことが功を奏し、児相への態度も協力的になり、施設入所の同意取得につながった。乳児院措置後、父母の面会はほとんどなく、両親は虐待の事実については否定。本児は、急性硬膜下血腫及びくも膜下血腫の影響から重症心身障害の状

態となっている。

(7) 他機関との関係

B病院は虐待対応に関するマニュアルを有するなどその経験も豊富であるためもあり、本児の処遇について強い意見を提示してきた。そのため、児相の対応に戸惑いがあった。また、児相併設の療育センターへの入所は、保護者の行動観察と児童の保護が同時にできるため有効であった。

12. 事例L

(1) 虐待の経緯

保健センターからの通告。再婚した養父が本児に対して服が破れるほどの暴力を加え、過度の行動制限を行う。離婚しようと思うが生活のあてがないとの実母の訴え。両親は結婚紹介所を通じて再婚。実母の前夫との離婚原因も、前夫の実母への暴力。養父の本児への虐待は、再婚後しばらくして始まった。

(2) 家族構成

養父 30歳代
実母 20歳代
本児 4歳
弟 1歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

虐待ではなく、本児の神経性習癖についての治療を理由に一時保護を提案。同意を得る。一時保護後、両親来所による面接を開始。両親の葛藤関係が本児への虐待を生じさせているとの見立てにより、両親面接を実施。1ヶ月の一時保護を経て、家庭復帰し在宅指導。

在宅指導中、養父の実母への暴力、被害は入院治療が必要なほどひどく、本児及び弟の養育不能となったため、児童養護施設へ入所措置。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

児童相談所が単独にならず、精神保健福祉センターとの関わりのなかで対処。

(6) 保護者との関係

夫婦面接の経過のなかで夫婦間の葛藤に本児を虐待として巻き込むシステムについては解決したが、その次の段階において夫婦間暴力が発生した。虐待がなくなったことで、実母への直接的な暴力となった。

(7) 他機関との関係

児童養護施設との連絡調整、ケースの見立ての共有化。

13. 事例M

(1) 虐待の経過

実母が家出をして、3人の子どもの養育には限界があるので、生活が安定するまで施設に預けたいと相談があった。しかし、近隣の援助でしばらく「がんばってみる」とのこと。実父、福祉事務所にも相談（ホームヘルパーの件）。長女、長男を伴い、一時保護所を見学。本児らは「父親が怒るから家に帰りたくない」と泣き出す。長男、左眼下から鼻にかけて擦過傷あり。本児らは父親に怯えた感じであった。その時点で本児らの一時保護を決定。

(2) 家族構成

実父 20歳代
実母 20歳代（突然、家出をして、失踪中）
長女 5歳
長男 4歳
次男 2歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

一時保護を開始して、保育所から聴取すると、以前からも育児ノイローゼで実父の虐待が疑われていたとのこと。実父はますます情緒不安定になり、引き取りたいと申し出てくる。関係者会議の結果、引き取りは適当ではないとして医学診断を準備する。実父、再三の引き取り希望。本児らの治療の必要性を強調し、話し合う。何度かの面会の折、長女が実父の元へ帰りたいたいと言い、許可外泊。結果として家庭引き取りとなり、児童福祉司指導を決定。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

福祉事務所の福祉担当者とホームヘルパー派遣の検討等を行った。一時保護中、解除後も実父と親しい近隣者と母子会の方々の援助・協力を依頼している。

(6) 保護者との関係

実父は自分でなかなか考えがまとめられない人で、一時保護に関しても二転三転した経過がある。実父は情緒不安定で言動一致しないことが多くあり、児相の援助についても素直に受け入れら

れない時があった。

(7) 他機関との関係

保育所から虐待の情報を得ようとしたが、園側が、逆に虐待ということで構えてしまい、十分な情報が得られなかった。

14. 事例N

(1) 虐待の経過

母親からの相談。養父による養育拒否、暴言による心理的虐待が主訴。本児の異父弟のケースから関わりがあり、このときも養父による身体的虐待が病院からの通報により発覚し、ケース受理されている。この件については警察も介入したが、養父から誓約書をとることで解決。

病院、警察は、母親と養父に対して相談機関での対応を勧告しているが、相談意欲がなく、保健センターが中心となりネットワーク会議で報告された。本児による虐待が養父からだけでなく、実母からもみられる可能性があることが報告された。

養父と実母は互いに二度目の結婚で本児は母親の連れ子。前夫は覚醒剤で逮捕、また、性格的な理由により離婚。養父との交際中、実母は本児の養育放棄・怠慢があり、脱水・チアノーゼの症状を呈する生命の危機があった。養父は交際中から本児に対して暴言を吐いており、心理的な虐待を受けていた。

出生時からの不適切な関わりを受けていた様子が、本児の過食、異食、頑固、不眠、排泄、発達の遅れ等の症状から推察される。愛着関係は形成されているものの、在宅での適切な養育は難しい状況。

(2) 家族構成

養父 30歳代
実母 20歳代
本児 2歳（養子縁組）
異父弟 0歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

生活保護のケースワーカーを通じ母親と接点のある知人（母親が前夫と居住していた時からの知人。その後、本児の母が離婚し、母子家庭の時も本児の面倒をよくみており、本児に対する思いが強く、また本児もなついている。）から母親に対して保護を促してもらい、一時保護に至る。

母親は施設入所について消極的であり、保育所

入所が可能になる時期までの期間限定での一時保護。退所後は地域でのフォローが必要で、再度検討を要すると判断されている。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

医療機関、福祉事務所、保健所などとの連携により、一時保護前に対応した。一時保護中及び、その後は児童相談所が中心となって連絡・調整を行ったが、福祉事務所、保健所、保育所など地域機関との連携をとった。

(6) 保護者との関係

一時保護以後、実母は本児への気持ちに多少の変化をみせているが、養父の養育態度を変化させることは不可能。また、実母は一時保期間中、精神的理由からひきこもりの様相を呈しており、養育能力に疑いがある。母方祖父も生活保護受給、精神分裂、養父方祖母も聴覚障害者で精神疾患を有し親族から適切な養育を受けることが難しい。施設入所についての同意を翻すなど保護者の説得には時間を要した。

(7) 他機関との関係

情報収集、日程調整など。

15. 事例O

(1) 虐待の経過

実父、兄による性的虐待。次女、四女、五女、六女は性的虐待。六男は身体的虐待。電話による福祉事務所への通告（H10.11.2）。その後、性的虐待を受けた次女が警察に訴え。次女は女性センターに避難入所。児童相談所による調査につながる。母親は父親と兄の性的虐待を知りつつ傍観。

(2) 家族構成

両親と6男6女の多子家族。同居は両親と7人の子ども。

(同居家族)

実父 50歳代
実母 50歳代
兄A 20歳代
兄B 20歳代
本児（次女） 21歳
本児（四女） 17歳
本児（五女） 16歳
本児（六女） 14歳
本児（六男） 12歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

4か所の学校において、同時刻に4人の児童に関する一時保護について説得。全員が家庭からの分離を承諾。保護者に対して一時保護決定通知書を渡す。警察の協力で自宅ポストへ投函。性的虐待の事実に相違ないことを確認した後、弁護士に協力を依頼。親子分離を目的に強制介入。児童福祉法第33条による一時保護を実施。次女、四女は女性福祉相談センター（婦人相談所）、五女、六女、六男は児童養護施設での一時保護。

(4) 法的措置の有無

親権喪失宣告の申立て、及び親権者の職務執行停止・職務代行者選任申立てを実施。

- 10/12/ 一時保護の実施
- 10/12/ 保全処分の決定
- 11/1/ 一時保護の解除、施設入所措置
- 11/2/ 後見人及び後見監督人選任の申立て
- 11/4/ 両親に対して親権喪失宣告の審判
- 11/5/ 後見人及び後見監督人の審判
- 11/6/ 児相で両親面接の開始

(5) ネットワークの関係者

児童相談所中心の対応となったが、手続き上中心的な役割を担ったのが弁護士、家庭裁判所。福祉事務所、学校なども連携協力。四女は17歳であったが、一時保護時には18歳になるため、婦人相談所での保護となった。最終的には、婦人相談所から児童相談所への一時保護委託という形で、四女を他姉妹と一緒に児童相談所の一時保護所に入所。

(6) 保護者との関係

一時保護開始段階で保護者が不当性を訴えたため、その説得に時間を要した。親権喪失により、母親との関係を切ってしまうことに対する懸念がある。子どもたちは母親のことを心配しており、母親との同居を希望しているが、母親は父親と離れることを心配しており難しい。

(7) 他機関との関係

児童相談所が定期的に施設入所後の児童へのカウンセリングを行うには、地理的な限界があり難しい。カウンセリングを行う医療機関や自助グループのような社会資源があれば助かる。性的虐待によるトラウマと親子分離後のケアの必要性を感じる。

市町村の当事者意識が希薄で、十分な連携が図れない。親への連絡など児童相談所だけで行うに

は困難な場合もあり、市町村の当事者意識を喚起することが必要である。また、特に性的虐待については関係機関の認識にばらつきがあり、性的虐待への対応は足並みがそろいにくい。理解を得るのに時間を要した。関係機関が多数であったため、日程調整に時間を要した。特に学校関係者への理解を求めることが困難であった。日常、交流のあまりない警察や学校関係者との連絡、関係づくりが負担であった。

16. 事例P

(1) 虐待の経過

実父は、本児が小学4年生の時より刑務所に服役していたが、小学6年時に再び同居し始める。実父は暴力団との関わりがあり、その関係がうまくいかないと、家族に暴力を振るう。実母は何度も母方実家に戻るが、本児は残されたままであった。実父による度重なる身体的暴力によって、本児は中学1年時に家出を決意し、一時保護となる。

(2) 家族構成

- 父 30歳代（服役後、精神科受診中、結婚後半分が刑務所生活）
- 母 30歳代（9人きょうだいの長女。しつけに厳しい。内科受診中）
- 兄 中学2年（親に逆らわないが、学校では不安定）
- 本児 中学1年（小学校より不登校、家の手伝いで早退あり）

(3) 援助過程と一時保護の状況

一時保護後、両親に連絡するが、保護を不服として面会を拒否し、連日、児相に抗議の電話を入れてくる。学校、福祉事務所の説得により話し合いをすることになるが、本児が無断外出をしまい、再度、関係が悪化する様相があるも、一旦、帰宅させる。

その後も、本児、家出を繰り返す。非行がエスカレートしていく。家出、有職青年との付き合い、テレクラ、暴言等で家裁送致になる。その後、実父が本児を連れて一時保護を願い出てくるが、本児は暴れて落ち着かず、家裁にて対応。少年鑑別所に送致。審判の結果、家庭引き取り、試験観察が決定される。しかし、本児は再び家出を繰り返し、家裁にも出廷せず同行状が出された。両親転居。両親の連絡によると、再び観護措置と

なり、本児は覚せい剤の使用にて逮捕される。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

本児が自ら保護を求めてきたケースである。したがって、保護開始後は児童相談所が中心となり、連携、調整を図る。学校、警察、家裁との関わりが主であった。

(6) 保護者との関係

当初、保護者は一時保護を納得しておらず、面接もできなかった。連日、抗議の電話が入り、電話の対応に気を使った。

(7) 他機関との関係

保護開始後、本児が無断外出を繰り返したため、その対応についての相談や実情を理解してもらうのに苦慮した。最終的に家裁送致になったが、「少年」「家事」の判断に時間がかかった。

17. 事例Q

(1) 虐待の経過

不法滞在をしていたフィリピン人の実母が、覚せい剤取締法違反で逮捕。翌月強制送還となり、本児らは実母の姪の知人が代わって養育していたが、それ以上面倒がみられないとのこと。身体的な体罰はなかったと思われるものの、典型的なネグレクトである。

(2) 家族構成

実父 日本人（行方不明）

実母 フィリピン人（不法滞在で強制送還）

長女 6歳

次女 3歳

異父妹（知人のもとで養育）

(3) 援助過程と一時保護の状況

適当な養育者がいないということで、児童相談所での一時保護となる。フィリピンにいるという実母の意向を早急に確認すること及び本児たちの最善の生活環境を整えることを最優先した。まず、本児たちの生活環境を整備するため、近隣の児童養護施設にそろって入所する。入所手続きについては、児童福祉法第28条により、家裁の許可を得て施設入所できる旨明記されているが、親権者たる母親の意思が確認できなかったため、知人の承諾を得て手続きを行った。実母の意向確認については、A事業団を通じて、フィリピン政府に調査依頼を行った。調査の結果、実母より、本児

らを返して欲しい旨の宣誓がなされたことで、今後の処遇の再検討を行った。本児らの送還に関しては、送還費用は原則、本人（本児ら）負担となり、他に工面する者がいない場合は、送還まで長期化することが見込まれた。

(4) 法的措置の有無

施設入所に関して保護者の意思確認ができないため、児童福祉法第28条の適用を行い、知人の承諾を得て施設入所する。

(5) ネットワークの関係者

児童相談所を中心に、連絡・調整・連携を行っていたが、特に外国にいる実母との連絡を図るため、A事業団との関わりが深かった。

(6) 保護者との関係

外国にいる実母との関わりを持たなくてはならず、日本との文化的な考え方の違いが浮き彫りになった。

(7) 他機関との関係

連携をとった機関の立場の相違があり、法律上の処遇と現実の妥当性が異なっていた。児童福祉審議会処遇検討部会に事例を提出し、検討してもらった。しかし、委員会開催と早急な援助とが必ずしも一致していなかった。

18. 事例R

(1) 虐待の経過

本児妹の発熱、脱水症状による緊急入院により、虐待の疑いありとの病院からの通報。父母との面接機会をもったことから関わりが開始。児童相談所からの働きかけで妹については乳児院に措置したが、本児の場合もネグレクトが疑われたため、保健所を中心に働きかけたが、家賃滞納、異臭がする、家に入れられない等の状況となり、本児の安全確保のための一時保護のための立入調査を実施することとなった。

父母とも知的に遅れが認められる（手帳なし）。本児にも知的遅れが認められる。また、本児は「棒でぶたれた、ママ怖い」と言っており、身体的虐待も疑われていた。

(2) 家族構成

実父 30歳代

実母 30歳代

本児 4歳

妹 2歳（乳児院措置中）

(3) 援助過程と一時保護の状況

立入調査による一時保護の実施。児童福祉司が訪問しても、父母が本児との面会を拒否。訪問しても物音一つせず、家内は不潔、ゴミの山で本児の安否が気遣われたため、立入調査を実施。何度も本児との面会を希望していたが、家庭訪問によっても拒否されたため、立入調査による一時保護を検討し、実施。

(4) 法的措置の有無

児童福祉法第28条。施設入所承認の審判。

(5) ネットワークの関係者

児童相談所を中心とした連携・調整。そのほか、医療機関（病院）、保健所、主任児童委員との協力。児相の嘱託弁護士、生活保護のケースワーカーとの連携も重要だった。

(6) 保護者との関係

子どもを無理やり保護された等と親との対立関係になりかけたが、説得によって沈静化した。訪問や面接、待合せの時間が守られず、ドアを開けないなどが頻繁にあり、面会が困難であった。

申立てから承認までの間に父母は児童相談所の援助で生活保護が開始されたが、家賃の長期滞納により立ち退き強制執行が行われ、住居を失い、新しい住居が生活保護により確保できたが、その時点で協議離婚したものの、再び同居している。家庭復帰は当分見込めない状態。

(7) 他機関との関係

妹の件についての通告は病院のMSWからであったが、虐待についての緊急意識が低く、また医者を説得できない等の問題がある。病院、保健所との連携に問題があった。また、事前に警察との調整はしていたが、立入調査当日には他用件により警察の同行はなかった。立入調査後20分後に110番通報。地域の主任児童委員や民生児童委員への説明や気遣いが必要だった。

19. 事例S

(1) 虐待の経過

実父は本児が抱かれると嫌がって泣いてばかりいるため、洋服ダンスに入れたり、放り投げたりしていた。実父は覚せい剤をやっているためイライラして、殺してしまいかねなかった。以前からも、本児が泣くため、本児の目や口をガムテープで封じ、布団蒸しにしたりしていたが、実母や母方祖母は底いきれない状態であった。

(2) 家族構成

実父 30歳代（覚せい剤により3回服役）

実母 30歳代（シンナー、不純異性交友、覚せい剤使用。20歳の時、未婚で出生。）

異父姉 8歳（母方祖母が面倒をみていたが、その後、他の児相より児童養護施設に措置）

異父姉 7歳（姉とは違う男性との間の子。実母が覚せい剤容疑で逮捕された際、姉と同児相より乳児院措置）

本児 1歳

妹（実母逃亡中に妊娠・出産・乳児院措置）

(3) 援助過程と一時保護の状況

実父が実母と本児を連れ転々としていた時、たまたま、当所管内の父方実家を訪れた際、父方祖母より当所に相談がなされた。実母や母方祖母は底いきれない状態であった。実父が、所属していた暴力団の金と自動車を窃取し、実母と本児を連れて一時行方不明になり、本児の安否を気遣う。再び祖母宅に現われた際、実母・祖母が本児の安全を守れないとの判断から、実母が不在のところで、実母の同意なく児童福祉法第33条により、乳児院に委託一時保護した。その後、母親の意向を以前から関わりのあった児相を通して確認し、入所措置をとった。しばらくして、実父・実母は住所不定となり、覚せい剤不法所持、密売にて実刑判決を受けている。実母は逃亡しており、連絡がとれるようになって本児の妹の出産がわかる。妹は乳児院に措置する。本児、2歳となって児童養護施設に措置変更する。今後、実母の養育状況が変わる見通しは少ないが、里親委託の提示と引き取りに関しては、今後母親の生活態度の改善状況を見守って判断することにする。

(4) 法的措置の有無

特になし

(5) ネットワークの関係者

児童相談所が中心になって、一時保護前は医療機関との関わりが中心であり、その後は乳児院等の関わりが最も密接であった。

(6) 保護者との関係

実父母からの強引な引き取り要求が繰り返されることに備え、児童福祉法第28条の申立て準備の一つとして、父方祖母に家裁への陳述書を用意して援助したことが非常に時間を要した。実母が行方不明になっていた時に、文書による同意書の提出が困難になり、里親委託にしても検討が困難であった。父方祖母から随時、実父母の状況が連絡

されてきたが、祖母の情報の信憑性を疑わざるを得ないこともあった。実父が不法行為に関わっている以上、児相としては分離の方向で検討しなければならなかった。

(7) 他機関との関係

すでに本児の異父姉たちを施設に措置している児童相談所とはある程度関係ができており、本児の処遇に関して当所が関わったため、実母が当所の関わり方について前児相との比較をしていたところがあり、それに児相同士が巻き込まれた感がある。

20. 事例T

(1) 虐待の経過

病院より民間虐待防止団体に相談が入り、虐待が疑われると通告があり、当所との関わりが開始された。本児（弟）が大腿骨骨折、顔面皮下出血等で2回、入院歴があった。その後の調査で、以前にも3回入院歴があったことが判明した。その後、本児（姉）が大腿骨骨折で入院したとの通報があり、親の原因説明に不信な点あり。姉が入院中に弟が保育所に入園するが、弟の首筋に痣があると通報があり、保育所に事情を聴取する。しかし、児相の方針（本児らの一時保護）が十分理解されず、協力が十分得られず、児童福祉司の訪問指導となる。その後も姉が顔面打撲・皮下出血等で再受診していたことがわかり、弟も顎部から胸部まで化膿して重篤な状態であった。しかし、実父は事実を認めず、「長男の入院付き添いのために、長女を保育所に入園させたい」と言う。弟については、退院後、一時保護を決定した。

(2) 家族構成

実父 20歳代（母子生活支援施設入所歴あり）
実母 20歳代
長女 3歳
長男 2歳

(3) 援助過程と一時保護の状況

長女が入院中、面接指導を継続し、長女に対する関わりについて指導を行った。実父は家事を手伝ったり、朝食の準備をしてくれたりしていた。しかし、長女は保育所でパニックに陥ったり、落ち着かない行動が目立ち、長女の一時保護も処遇会議で検討された。その際、姉弟の同時保護と家庭裁判所へ法第28条の申立て準備を行うことを決定した。そこで、児童福祉専門員の弁護士と協議

し、当所は保育所、病院の協力を得て、長男の退院にあわせて長男を児童養護施設へ一時保護委託し、長女を一時保護所に入所させた。

一連の措置に対する同意を実父から得るため、警察署員同行のうえ家庭訪問したが、長女の保護には同意できないと拒否したため、第28条の申立ての説明と同意書を手渡した。実父は虐待の事実を認めなかったが、実母と母方祖母が同意書を持参した。その後、父母は別居し双方が当所を訪れ、父親は、かつて自分が母子生活支援施設でどのような状況であったかを語り始め、変化が生じてきた。長女を一時保護から長男と同じ施設に措置決定した。一時保護により、長女は心身ともに著しい成長を遂げ、実母もそれを喜んだ。結局、父母は離婚し、実母は定期的に施設の面会に通い、2度の試験帰省の後、家庭復帰させ措置解除した。解除後も家庭訪問等継続指導を実施している。

(4) 法的措置の有無

結局、手続きはとらなかったが弁護士と相談し、実父に法的措置の説明は行った。

(5) ネットワークの関係者

児童相談所を中心にして本児の入院していた病院との連携、一時保護中は、保育所、児童養護施設との関わりが主であった。

(6) 保護者との関係

弟の入院中に実母がずっと付き添っていたため、児童福祉司が病院訪問を重ね面接を実施した。担当者が途中変更になり、引継ぎがうまくいかずケースに対する援助が途切れてしまった時があった。保護者の同意を得られなかったため、強制引き取りが心配された。

(7) 他機関との関係

家裁の申立てを準備していたため、書類作成に時間を費やした。病院との連携のなかで、協力的な病院とそうではない病院があった。警察も、虐待をしてしまった保護者への取り調べが一貫していなかった。

D. 考察

事例分析及びヒアリング結果から児童相談所における被虐待児童援助をめぐる実態と課題を整理すると、以下のことが指摘できる。

1. 他機関・他職種とのネットワーク

他機関とのネットワークの形態について、一時保護以前の時点では、児童相談所が中心となって援助したのは8事例、児童相談所が単独で中心とならず他機関と共同した事例が7事例とおおむね二分されており、関係機関は「医療機関」と「学校」が多かった。一時保護中の関係機関とのネットワーク形態については、児童相談所を中心とした事例が15件、児童相談所が単独で中心とならず他機関と共同した事例が5件で、多くは児童相談所が事例検討会の開催調整から実際の対応までほとんど行っている状況であった。しかし、民生児童委員や近隣の知人など身近なキーパーソンが存在し、うまく役割分担できた事例もあった。また病院、学校などの関係機関においては、当初意思疎通がうまくいかない場合があっても、協力への説明を重ねることで連携がとれるようになったケースもみられた。一時保護後は、児童相談所を中心として、連絡・調整・連携を行った事例が14事例で、関係機関の多くは児童養護施設であった。

他機関・他職種とのネットワークに関しては、機能的な側面がある一方、関係者間の処遇方針や事実認識の違いで意思疎通が難しくなったり、新たなトラブルや過度のプレッシャーがかかる逆機能も発生してしまう場合があることも、ヒアリングを通じて確認できた。

2. 保護者との関係

保護者への対応の過程では、保護者側の立場と児童の立場で職員の役割分担を意図的に行ったり、保護者の悩みを受容的に傾聴することで保護者の同意取り付けに導くなど、有効な関わり方法をとって成功している事例があった。一方、処遇の始めから担当者が保護者に対し、「虐待である」と明確に宣言する場合としない場合の両方がみられた。

いずれにせよ、調査や面接に協力的でない場合、相談所への来所の約束の取り付けと実行に関し、時間をとられている現状が確認できた。

3. 所内体制とスーパービジョン

児童相談所内部におけるケース担当制については、児童虐待に限らずほとんどの児相で地域や種別担当制を実施している。したがって、そのケー

スの担当になった児童福祉司が一貫して関わることになる。それはある面、ケースに対する責任性において明確であり、ケースとの関係をつくっていくうえでもメリットがあると考えられる。しかし、反面、担当者がそのケースを抱えこまざる得ない状況に至った場合、その責任性を内部で問われることになりがちで、そのケースの結果が担当者の「責任」とみなされてしまう傾向も指摘される。そこで、今回の調査から所内の役割分担がどの程度、確立できているかを検証してみる。

本調査では、取り上げた事例の「通告から直近の一時保護以前の関わり」と「一時保護開始から施設入所までの関わり」を時系列に従って、中心的な「関わり職種」として記録していただいた。当然の結果として、中心的な関わりを果たしたのは児童福祉司であり、特に一時保護以前には児童福祉司が頻繁にケースと関わりをもっている。所内において、児童福祉司が中心となって相談員、心理判定員と連携をとりながらケースに対応していることが読み取れる。

しかし、ケース援助の初期段階で、児童福祉司とともに多職種が複数で関わっている特徴的な記録が2ケースあった。一つは、訪問指導の段階から児童福祉司と相談員が組んでケースに関わっている場合であり、もう一つは、頻繁に相談員、所長、副所長等と連携を図り、ケース援助を行っていると思われるものである。また、ほとんどの児童相談所で所内ケース検討会議が早期に持たれており、このことは、初期段階の方針確認、所内職員の共通理解と役割認識を図るため重要なことであると考えられる。

続けて、児童相談所におけるスーパービジョン資源の有無については、特徴的な体制については記録されていなかったが、1ヶ所の児相で、児童福祉専門員が弁護士であり、家庭裁判所の申立てにあたり、非常に有用な助言をもらえたとの報告がされていた。

聞き取り調査からも困難事例としての児童虐待ケースを担当した児童福祉司の苦悩、葛藤が語られる場面に多く遭遇した。昼夜、休日を問わず担当者が真剣にケースと向かい合っている状況が伝わってくる反面、担当者が「抱え」ざるを得ない状況が通常であると感じられた。ある担当者は、新人の児童福祉司に援助・協力してあげようとしても、自分の担当のケースだけでも手一杯の状態

だと語っていた。

また、人事配置の問題として、所長、次長、主任児童福祉司のラインが専門職として異動しておらず、本来ならばスーパーバイズの機能を果たすべきポストが確保できていないという指摘もなされた。なお、外部のスーパービジョン資源の有無と実施に関しては、ばらつきがみられた。

4. 児童福祉司、担当者としての負担（聴き取り 児相20ヶ所中）

聞き取り調査をもとに担当者が負担と感じる内容を項目としてまとめると、以下のようになる。

(1) 親との関わりに関して

(ア) 時間的負担

- ・保護者への一時保護等の説得（10件）
- ・法的手続きのための準備（1件）
- ・休日出勤等（1件）
- ・保護者の捜索（1件）

(イ) 心理的負担

- ・保護者の虐待認識の欠如（6件）
- ・引取り要求もしくは脅し（4件）
- ・保護者の不安（2件）
- ・保護者の疾病（1件）

(2) 関係機関との関わりに関して

(ア) 時間的負担

- ・他機関（学校）に対する援助（3件）
- ・情報収集（3件）

(イ) 心理的負担

- ・機関同士の共通理解（6件）
- ・関係者会議の開催（3件）

まず、(1)でも明らかのように、担当者は、保護者に対する説得に、時間的にも、心理的にも多くの負担感を感じている。特に双方を関連付けて考察すると、ほとんどの保護者に虐待の認識がなく、児童相談所の働きかけの段階で一時保護の説得等に応じず、面接を拒否したり、入所を拒んだりする状況が推察できる。つまり、担当者はケースに関わる初期の段階で最も時間を費やし、心理的にも負担を抱えながら保護者に接していることが明らかになった。内容的には、保護者との面接や電話連絡が主で、訪問の拒否や呼び出しに応じない等、関係付けが出来るまでの抵抗がかなり報告されている。

その次に時間的負担では示されなかったが、心

理的負担として、一時保護中の保護者の強引な引き取りや脅しが挙げられる。ようやく児童が一時保護所に入所できたとしても、保護者の強引な引き取りに抗する有効な手立ては現段階ではほとんどなく、今回の聞き取り調査でも、強制引き取りの事例が報告されている。これは法的措置、特に児童福祉法第28条申立ての有無や準備との関連で、緊急的な対応と時間的制約のなかで常に判断が迫られていると考えられる。

また、(2)で明らかのように、関係機関との関係のなかで時間的負担となっているのが、第一に機関援助となっている。これは、学校との関係においてみられ、虐待という事実が明確になるにしたがって学級担任や学校自体が不安を抱くようになり、児童相談所に援助を求めてきたということである。以前は虐待の認識や虐待防止ネットワークのなかに、学校がなかなか加われない状況があったが、最近、養護教諭・スクールカウンセラー等が積極的に関わりを持ち始めている。したがって、報告のような状況は、学校自体が虐待の発見の場であり、その対応についてもネットワークの重要な役割を担う方向で、理解を求めていく必要性を提示している。

次に心理的負担として、関係機関の共通理解を図ることが挙げられている。その機関としては、学校、保育所、家庭裁判所、警察、福祉事務所、病院、児童相談所となっている。このことは、関係機関の援助・協力を得る段階で、関係機関同士で「虐待」に対する認識が必ずしも一致している訳ではなく、情報の共有や役割認識の難しさを示している。

そのため、具体的な関係者会議の開催においても、コーディネート機能を求められる児童相談所が最も負担感を感じることとなると考えられる。

その他の意見として、機関連携自体が全くできなかったという報告もあり、虐待の認識やネットワーク構築には程遠いという意見も聞かれた。

5. 制度面の課題

制度面の課題として、まずどのような障害や困難があるか、特徴的な意見として挙げられたものを例示する。第一に、人事異動等が頻繁に行われ、マンパワー面で児童相談所自体が弱体化している。児童福祉法第28条等の申立てについて家庭裁判所との連携に手間取る。ケースが急増してい

るが人員増が望めない。予算的な面で削減され新規事業が実施できない等の指摘があった。

そのような状況で、今後の課題として、機構面では弁護士、児童精神科医等の専門職が児童相談所のスタッフとして組み入れられること、児童虐待に対する専門的な援助技術の習得や現任訓練、研修システム等の確立と保障が挙げられていた。次に、保護者に対する虐待の認識と対抗措置を図る機能とケースワーク機能の分離が指摘された。すなわち、保護者に対し関係を維持しながら、同一機関が保護者に対峙して法的措置を取らなければならないことの矛盾を指摘する見解であり、これまで築いた保護者との関係を悪化させ、児童に不利益を与えてしまう事態を懸念するものであった。

次に法制面では、これもかねてから指摘されてきたことであるが、児童福祉法第28条、第33条の6の申立てによる対抗措置が、緊急に対応しなければならない状況において十分な制度とはいええず、仮に一時保護、施設措置ができた場合であっても、保護者の強行な引き取りには事実上対抗しえないとする指摘があった。今後、児童虐待防止立法の検討が図られるとするならば、この部分の児童相談所等の権限強化が具体的に明記されることを望みたい。

そのような状況で、特筆すべき取り組みをしている児童相談所もあった。県の補助事業であり、県下の児童相談所を中心に児童虐待ネットワークを組織するものである。各所ごとにさまざまな領域（福祉、教育、医療、保健、司法等）の代表者によってネットワークが構成され、事例検討を通して共通理解を図っていた。また、その経験を通じて『防止マニュアル』や『ケアマニュアル』が作成され、関係機関に配布されていた。今後、こうした地域性を反映したネットワークが展開されていくことを望むとともに、各地域で広がってきている民間ネットワークとの協力・活用が円滑に行われることも必要である。

なお、制度面での課題として、保護者が調査・指導に任意で対応している状況では効力に欠けることから、児童相談所の権限の強化や、保護後の子どもと親へのケア機関の充実、家庭裁判所や警察をより積極的に有効活用ができる制度改革を望む声も多く出されていた。

6. 虐待対応の資源への評価と活用

虐待事例への対応に関連して、平成12年度予算に新しく盛り込まれている施策と児童福祉審議会に関し、その評価と活用について聞いた。

(1) 児童虐待防止市町村ネットワーク（平成12年度新規国庫補助事業）について

市町村レベルでの取り組みの推進として歓迎すべきとの意見が大勢を占めたが、多くの関係機関をどこが中心となってまとめていくのか、市町村での協議会と児童相談所との情報ルートや役割分担はどうするのか、といった点についてさらに検討が必要ではないかとの指摘があった。また、介護保険などの業務が本格的に始まるなかでどれだけ実際に運営できるか疑問視する意見もあった。一方、警察の協力を得ることについては市町村ネットワークのモデル提示は有効であろうとの意見も複数あった。

(2) 児童虐待対応協力員（平成12年度新規国庫補助事業）について

現在、児童相談所経験者などが協力員の候補の一つとして想定されていることに関し、年輩の方には激務である虐待事例をお願いするのは難しいのではないかと声が多く聞かれた。実際に外に出て動き回れる人材を希望する意見も多い一方、非常勤の身分でどこまで業務を委託できるか疑問視する意見もあった。いずれにせよ、人員が増えることについては歓迎すべきことであるという認識がある一方で、非常勤ではなく正規の職員の増員を求める声が多かった。

(3) 児童福祉審議会について

児童福祉審議会の活用については、大きく分けて、「保護者の説得に有効である」という意見と「答申まで時間がかかる点が課題」とする意見があった。児童相談所の処遇方針の第三者のチェックと妥当性を付与する機能を評価する一方で、「諮問した処遇案と違う方針を出され混乱した」、「展開の早い事例の場合、状況の変化に対応できない」との意見もあった。

まとめ ～児童相談所職員の職務の現状と機関連携の課題～

本研究の一つの目的が機関ネットワークの形態とその内容を明らかにすることであったが、現状

では、一時保護以前から一時保護後まで一貫して多様な機関が緊密な連携をとりながら対応している事例は少なかった。多くは児童相談所単独で中心となり、少数の他機関が「連携」までいかない、「連絡」「情報収集」のレベルで協力しているにとどまっているようである。

これは、機関連携を図ろうとするとき、微妙にその捉え方の違いがあることが一つの要因で、それぞれの機関の機能が意外と理解できていなかったりして、誤解をしてしまったり、疑心暗鬼になってしまったりすることが聞き取り調査の結果から浮き彫りになった。問題が発生した時のみの連携ではなく、日常的・継続的なネットワークづくりと担当者同士の信頼関係づくりが大切であることが示唆された。

また、聞き取り調査では、相談件数が増えていく現状において、マンパワーが不足していることが多く指摘された。児相は直接処遇機関であるとともに、今後は、社会資源の活用や円滑な機関連携自体を支援するコーディネート機能が求められていくと考えられるが、現状の職員配置では、事例の絶対数の多さの前に時間不足や負担感が増大していることが感じられた。

今後は児相だけがすべてを担っていくのではなく、児相を強化しつつ、同時に他機関との役割分担を明確に行っていくことが必要である。それには、相互の機関の役割理解と虐待事例に関する認識の共有化が不可欠である。警察との人事交流を促進した方がよいのではないかとの意見があったが、こういった異職種の交流も地域の社会資源が連携していく際に大きな力となると思われる。

また、我が国では、今後、特に対応が遅れているアフターケアに関わる専門機関・専門職の人材養成が必要と考えられる。たとえば、虐待を受けた児童や虐待をしてしまった保護者の心理的なケアや自助グループの支援等の整備が求められる。保護者の心理的ケアは、一部を除き、家庭裁判所によるケア受講命令等の法的措置がなければ実効的でないと意見も複数聞かれた。相談件数が増加している現在、児童相談所の職員が疲弊して終わるのではなく、これを契機に、法的な整備を含めた包括的な虐待対応システムの検討が迫られている。同時に地域レベルでの日常的な人的つながりやネットワークの整備を進めていくことが、実際の事例の対応を左右する重要な点であることも

明らかになった。

なお、次年度は、ヒアリング結果をさらにまとめることと、関わりの時系列記述の結果を分析し類型化を試み、専門職の関わりと関係機関連携の実情について詳細な分析・考察を進める予定である。

表1 調査対象事例提供児童相談所属性一覧

事例	一時保護所併設	中央-それ以外	専門職採用	県・政令指定都市	一時保護	一時保護以外の法的措置
A	あり	中央			○	
B	あり				○	
C	あり	中央			○	
D	あり	中央			○	
E	あり				○	
F	あり	中央			○	
G	あり				○	
H	あり	中央	○		○	
I	あり	中央			○	
J	あり				○	
K	あり	中央	○		○	
L	あり		○		○	
M	あり	中央	○		○	
N	あり	中央			○	
O	あり				○	親権喪失宣告の申立
P	なし		○		○	
Q	あり			○	○	28条入所
R	あり	中央	○	○	○	28条入所
S	あり	中央	○	○	○	
T	あり			○	○	
	保護所あり19	中央11	専門職採用7	政令指定都市4		

調査研究協力のお願い

児童家庭福祉行政にかかわる私どもの研究調査につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り心より感謝いたしております。

また、昨年度は、庄司順一青山学院大学教授が主任研究者として厚生省から補助を受けた平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）『被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究』の分担研究である『児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究～専門職員及び関係機関の関わり分析～』（分担研究者：柏女霊峰）において、貴児童相談所を含む全国の児童相談所を対象に実施した『平成9年度に一時保護を行った児童のうち虐待を主訴とする全児童の処遇実態調査』にご協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげさまで多くの児童相談所からご協力をいただくことができ、報告書を取り纏めることができました。結果につきましては、本年5月31日の全国児童相談所長会議の席上にてご報告させていただきました。

今年度は、本研究の第2年次研究として、児童虐待への児童相談所の関わりについてさらに詳細な調査・分析を行うべく、貴児童相談所を含む全国20か所の児童相談所（一時保護所併設を前提に、地区、規模、設置主体等を勘案し抽出させていただきました。）に対し、平成10年度に受理した児童虐待事例1事例（調査対象事例については、別添の調査票記入要領のとおり、いくつかの条件を設定させていただきました。）について、専門職の関わり、関係機関とのネットワーク形成等に関し詳細な事例分析調査及び担当者に対するヒアリング調査を実施させていただくことといたしました。

昨年度の調査におきまして、児童相談所が、児童虐待に対する直接的援助とともに、当該事例に対応するためのネットワーク形成に係る業務をも担当し、そのことが、児童相談所の業務負担をさらに大きくしていることが示唆されました。しかし、職員の方々の精神的負担や業務負担の詳細な実情に関しては、必ずしも十分な把握ができませんでした。そこで、今回は、昨年度調査の詳細なクロス分析を行うとともに、専門職の方々の援助やネットワーク形成に係る時間的・精神的負担を中心に事前調査及びヒアリング調査を通じて把握し、児童虐待に関する効果的な援助、ネットワーク形成のあり方について、さらに考察を進めたいと考えております。

つきましては、お忙しいところまことに申し訳ありませんが、別添の『調査票記入要領』をご熟読いただき、該当事例を1事例お選びのうえ、別紙『調査票① 事例の概要』、『調査票② 時系列関わり記入票』、『調査票③ 事例総括評価票』の3つの調査票にご記入いただき別添の返信用封筒に封入し、平成11年9月22日（水）までに下記まで書留にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

ご返却いただきましたのち、本研究班の貴児童相談所担当メンバーからご連絡をさせていただき、ご訪問のうえ、再度ヒアリング調査をさせていただきたいと考えております。ご面倒なお願いでまことに恐縮ですが、研究の主旨をご賢察のうえ、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今回の調査結果につきましては統計的に分析し、処理いたしますので、ご協力をいただいた個々の児童相談所名や個人名、個人データが出るようなことはいたしません。また、結果につきましては、別途、ご報告させていただきます。

お忙しいところ、昨年度に続いてのご面倒なお願いでまことに申し訳ありませんが、以上の趣旨をお汲み取りいただき、当調査へのご協力につきまして格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。